

ドイツ・ペタゴギーと児童養護施設

ー現地訪問調査を通じてー

○ 福岡県立大学 細井 勇(1437)

山内未紗希(福岡県立大学大学院 8927)、三原博光(県立広島大学 1184)

〔キーワード〕 ドイツ、ペタゴギー、児童養護施設

1. 研究目的

現在、日本では社会的養護改革の中で、伝統的な施設ケアのあり方が問い直されている。細井らは、これまで英国のバーナードズの1960年代以降の施設解体とフィールドワーク重視への転換という「改革と挑戦」に着目し、日英の児童ケアの比較研究へ発展させようとしてきた。しかし、その途上で、国際基準とは英語圏の国の影響が大きいこと、英国の児童ケアでもドイツ・ペタゴギーに着目する動きが近年あることに気付くことになった。国際比較研究においては各国の児童ケアをそれを取り巻く福祉レジーム（アンデルセン）というより広範な文脈から捉える必要のあること、英語圏の自由主義的なレジームにおける児童ケアだけでなく、保守主義モデルと呼ばれるドイツとそこにおけるペタゴギーに注目する必要があると改めて認識するに至った。

そこで、本研究の目的は、ドイツ・ペタゴギーについてこれまで日本の児童ケアで注目されてこなかったのは何故なのか、ペタゴギーとはそもそも何であるのか、ドイツの児童ケアの特徴は何か、とくに児童ケアや学校ソーシャルワークの観点からペタゴギーに着目し、日本の社会的養護改革等に参考とすべきことがないか等を検討していくことにある。

2. 研究の視点および方法

研究の視点は国際比較研究を通じて実践的知見を得ようとすることにある。このための方法は、文献研究と現地視察である。まず、ペタゴギーとは何かを明らかにする必要がある。英国等の英語圏の研究から見たドイツ・ペタゴギーへの注目する動きに着目した。そして、2015年3月21日から28日の9日間、ドイツのケルン市およびデュレン市にある児童養護施設、ハンブルク市内にあるラウエハウスを訪問し、各施設の関係職員へのヒアリングを実施した。とくに、施設内でのペタゴギーの業務は、ソーシャルワーカーや保育士等他の専門職とどう関係するのかに注目した。今回の報告では、デュレン市内の児童養護施設の例を中心に紹介したい。

3. 倫理的配慮

プライバシーに配慮し、施設入所児童のプライバシーには言及しない。

4. 研究結果

(1) ソーシャル・ペタゴギーとその日本への紹介について

ドイツではソーシャル・ペタゴギーという青少年教育と児童ケアを横断する理念、思想、専門職制度の伝統があり、それは1844年、カール・マーガーによって最初に定義されたことに遡ることができる。留岡幸助がドイツ、ハンブルクのラウエハウスに着目し、現地を訪問もしているが、ビッヘルンが当施設を創設したのは1833年であった。石井十次も留岡幸助もペスタロッチには注目したが、アメリカ経由の受容であり、ドイツ・ペタゴギーへの注目はなかった。

しかし戦前日本の教育界ではドイツへの注目があり、大正期、ソーシャル・ペタゴギーは「社会的教育」等と訳され日本に紹介されてきた経緯がある。しかしながら、戦後はアメリカの自由主義の影響が大きくなり、教育委員会制度等によって、学校教育と社会教育との児童ケアが分断

されることなり、結果として社会教育研究と児童ケア研究は分断されることになってしまった。とくに児童福祉施設ケアの分野では、東西対立を反映して、英米からのソーシャルワークの導入か、ソビエト型の集団主義養護かで分裂し、ドイツ・ペタゴギーへの着目はほとんど皆無であったと言えよう。

また、ペタゴギーという包括的概念と実践に相当する概念と実践が英語圏にはないため、これを英語に翻訳することが困難である。ペタゴギーを education として訳すと、それは学校現場における教科教育を意味してしまうことになる。しかし、ドイツをはじめとする多くの大陸諸国において、ペタゴギーは単に教科教育のみを示すものではなく、児童発達のための全体的支援に関連付けられ、「最も広範囲な意味における教育」として理解されてきた。大陸諸国的な意味におけるペタゴギーは、長期的な観点での教育訓練であり、児童発達の包括的な支援や彼らの社会的、心理学的、身体的な諸能力の維持に関連する政策と研究と実践の集合体であるとされている。

(2) 国際的比較研究から

英国では、施設を否定視する傾向が強く、自宅外に保護される児童 6 万人に対し、施設保護はその 10%、6000 人にすぎない。英国では施設職員のワークはソーシャルワークというよりはケアワークと捉えられており、有資格者の割合は意外に低い。それに対し、ドイツではソーシャル・ペタゴギーという専門職の伝統があり、施設保護と里親委託の割合はほぼ同じであり、施設職員のすべてはペタゴギー等の有資格者でなければならないと法律で定められ、職員の専門性と勤務の安定性は英国よりも高いことが先行の国際比較研究から判明した。

(Andrew Kendrick (eds) (2008) *Residential Child Care Prospects and Challenges.*)

(3) デューレン市内のカトリック系児童養護施設 St. Josef 等への現地訪問調査結果

本施設の設立は 1855 年である。ケルン、アーヘン地区はカトリックの多い地域である。現在 130 人の児童を保護しており、そのほとんどは 3 カ月以内の緊急入所である。自宅復帰の困難な青少年には、拠点施設から離れたアパート群の一角に 3 つのコテージが用意されていた。130 名の児童、青少年は 15 のグループに分かれて生活している。施設長が 4 名おり、それぞれのグループにはグループリーダーがいる。25 年前までは施設長はシスターでなければならなかったという。しかし、現在は法律の定めにしたがって、すべての職員は有資格者である。専門資格別にみると、保育士 35 名、実習生 10 名、専門大学校レベルのソーシャルワーカーないしペタゴギー 29 名、ヘイルペタゴギー (治療養護士) 2 名、4 年制大学以上レベルのペタゴギー 7 名、看護師 1 名の計 84 名であった。施設等におけるペタゴギーの業務に関しては、ソーシャルワーカーや保育士と同じような業務を行っているとのことであった。

5. 考察

訪問した 2 か所の施設はいずれも 100 人を超える施設であった。ドイツの施設は小規模化していると考えていたが意外であった。デューレンの施設においては保育士資格の割合が意外に高いと感じた。訪問した施設での傾向をドイツ全体の傾向と見ることはできないので、今後確認していく必要がある。ペタゴギーの伝統、ナチス支配下に置かれた施設、その後の東西ドイツへの分裂 (東ドイツは集団主義養護となる)、1970 年頃からの脱収容施設化と専門職化、そして東西ドイツの統一、その後の EU 化の中での資格制度の統一化の動き、その中でのソーシャルワーカー養成教育とペタゴギー養成教育の統合化の動きがあるようである。ソーシャルワーカーとペタゴギーが同じような業務を行っている、というのもこうした動向と無縁ではないと思われる。